

## 【論 説】

# スコットランドの独立投票から 見えてきたもの

山 崎 弘 之

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 スコットランドの自治意識
- 3 地方分権が喫緊の課題の日本
- 4 イングランドとスコットランド
- 5 デボリューション (Devolution 権利と義務の委託)
- 6 地方 (国家) 自治の内容
- 7 合邦時代のヒュームの見解
- 8 無知の論理
- 9 地方分権の論理
- 10 結語

## 1 はじめに

イギリスがイングランド、ウェールズ、スコットランドそして北アイルランドからなる連合王国であるということは誰もが知っている。しかしながら、日本のようにほぼ単一民族からなる国家とは根本的に異なり、なかなか日本人には理解し難い。そして、後述するようにイギリスという国家は大変複雑な国家である。しかし、連合王国とは何か、これに答えを出さねば始まらない。しかし、十分理解できなくてもよいではないか。逆にそう言わなくてはならない理由は日本という国家もまたまれに見る独特な国家だからである (議論の経緯の中でそれもまた見えてくるのである)。風土や民族の違いからくる相違はそう

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

簡単ではないからである。しかし、連合王国の合邦時の経緯を見ると、今回のスコットランドの国家独立のための投票（以下独立投票）という意志が伝わってくる。

そして、今回の独立投票という強い意志から国家とは何か、そして個人とは何かに答えが返ってくる。それはあるべき国家とあるべき個人の姿が見えてくる。さらに国家や個人の議論の間にそれらを取り持つ社会が見えてくる。国家と個人、社会と個人そして国家と社会との繋がりが見えてくる。これらの連携で見ると、社会と個人との間になく、国家と個人との間にある価値意識が顕わになる。つまり国家と個人とはある種の契約が見えてくる。国家や自治体に税を払い、見返りに公共財の供給を受ける。したがって、国家や自治体は意思決定の機関である。その意思決定（政策）には当然具体性を伴う。

しかし、事が具体的になればなるほど包括的な国家は確かな答えなど出せる筈がない。なぜなら、国家の一元的な政策による公共財は特定の地域の必要性にミスマッチを起こしてきたからである。われわれの日本でも、地方に飛行場をつくり税金の無駄使いが批判を浴びたことは記憶に新しい。現在地方分権への意識が高まっている一つの理由である。

こうした時に、この地方分権論をスコットランド独立投票から学ぼうと思う。今回のスコットランド独立投票がわれわれ日本の地方分権論の参考となるであろうと思われる。しかし無理もあろう。そもそも今回のスコットランドの独立投票は国家間に相当する問題であって地方自治の問題ではない、と反論が聞こえてくる。イギリスにも地方自治は州（County）や市（borough）があるではないか、と。しかしながら、今回の独立投票はわれわれ日本に地方分権論を強く訴えているようにも見えるのである。なぜなら、今のイギリスはウェストミンスター中心に物事（特に財政的面）が決められているからである<sup>(1)</sup>。それがこのところ強い批判となっている理由である。それから学ばねばならぬものがある。

それにしても、今回の独立投票には幾つかの疑問も浮上する。独立投票は伝統ある国家・イギリスに相応しいのであろうか。スコットランドの独立はス

コットランド民族党の人々が中心になっている。スコットランドはイングランドとは異なった民族である。この民族の異なった人々による主張で国家分裂が果たして正しいのであろうか。イギリスを少々知る私にとって、特定の民族による国家はイギリスのエートスやアイデンティティーと相反すると思われるからである<sup>(2)</sup>。これもまた議論せねばならない。

特に独立投票の理由に北海油田の利益が中央政府・ウェストミンスター主導で行われ、スコットランドに還元されていないと主張している。独立すれば油田の権益は9割がスコットランドに帰属し、スコットランドは530万人の人口を今よりも豊かにすることができるという。もしこのような経済的理由だけならばイギリスが培ってきたエートスやアイデンティティーに反するであろう。既述のように他民族が共に利益を享受してきたからである。

この問題はまた次のようにも言える。イギリスと聞けばコモン・ロー (common law) の世界である。しかし、そのコモン・ローの世界は包括的かつ長期的な視野に埋まり、争いが具体的になればなるほど解決の糸口が見つからなかった。そのために英国には別な法体系、衡平法 (equity) が生まれた<sup>(3)</sup>。衡平法は具体的な事象を平等、公平そして正義の課題として扱う。この法意識から言えば(衡平法は1875年表面上無くなっているが)、スコットランドはウェストミンスター議会そして最高法院に訴えることができたのではなかろうか。もちろんそれがなされないわけではなかった。後に触れるように、1920年イギリスの初代労働党内閣を立ち上げたラムジー・マクドナルド (Macdonald, J. R.) 首相は民族の意識に気づいていた。しかし、理解されるにはさらに50年を要した。

確かに、今回の独立投票劇にはイギリスが培ってきたエートスやアイデンティティーがあまり感じられないのである。しかし新聞報道に深いところを期待することはできない。われわれは独自にイギリスやスコットランドの民族が持つエートスやアイデンティティーを確認することから始めなければならない。

キャメロン首相が独立投票実施を承認したということはコモンローの意識から生じたと見ることもできる。キャメロンの承認はマスコミから批判を浴び

た。首相は独立派の主張を甘く見ていたという批判である。実際選挙になれば完全に大差で勝利すると考えていたからであろう。結果はその通りではないが勝利した。とは言え、投票日が進むにつれ勝利が危うくなってきた。しかしここがスペインと異なる。スペインはカタルニア州の独立投票は憲法に違反すると。しかしイギリスはご存じの通り成文憲法を持たない。逆説的ではあるが、キャメロンが投票を承認したということはイギリスの民主主義の現れと見ることができよう。成文憲法を持たないだけに時代に即して民意を重んじ、それを汲むというフレキシブルな対応と理解されるからである。

それに対して、独立党のサモンド（スコットランド自治政府主席）大臣はイギリスとりわけスコットランド人の思想家が作り出してきたエートスやアイデンティティーを無視して、目先の利害に固まっていたようである。まさに民族主義の台頭と思える。もしそれだけならば非常に危険に見える。なぜなら、民意に立つということは重要であるが、イギリスが世界に誇るとくにスコットランド人達が培った政治学や経済学と抵触していないか、という疑問である。

もしハイエクという経済学者にして哲学者が生きていたら、今回のスコットランドの独立投票に関して多くを語ったであろう。それを代弁してみたい衝動に駆られながら、筆者は新聞やテレビの報道に釘付けにされた。その代弁が間違いなく述べられたら幸いである。とにかくイギリスを少々知る者にとって今回の独立投票はなかなか理解できないことが多い。それには時局的な内容では理解は進まない。それは既述のように、スコットランド独立投票が経済的利害に終始して短絡的に見えるからである。ハイエクが英国を評価してきた理由の一つ社会的演繹に従って、独立投票から見てくる功罪を述べてみたい。そして、そこから日本が学べるところを抽出してみたい。それにはイングランドとスコットランドの合邦の時代から掘り起こして見なければならぬ。その前にまず今回のスコットランドの独立投票劇や日本人の地方分権の意識から見てみよう。

## 2 スコットランドの自治意識

既に報道されているように、昨年2014年9月8日スコットランドはイギリス (the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, 略して UK, ちなみに日本人が呼ぶイギリスという言葉はポルトガル語 *Inglez* から) から独立するべきかどうかの国民投票を行った。結果は反対が 55.25%, 賛成が 44.65% で反対派が勝利してスコットランドは独立することなくイギリスに留まった<sup>(4)</sup>。賛否のうねりは盛り上がり、007の初代ボンド役のショーン・コネリーが独立賛成派, ポール・マッカートニーが反対派はいまだに記憶に新しい。

独立賛成派はスコットランド民族党 (サモンドが党首) を中心としている。サモンドはスコットランド自治政府の首席大臣 (首相に相当) でもある。賛成派の人々の主張はこうである。スコットランド経済は自らの手で政策を立てることで豊かになる。北海油田をスコットランドの意思の下において豊かになろう。現に若者の失業率は 25% を超えている, そこから抜け出さねばならない。さらに原子力潜水艦のクライド海軍基地がファスレーンにあり, 地元は放射能の危険にさらされている。そして, 独立すれば非核化を実現できる。これら解決の道はただイギリスから独立することである, と。

このことからスコットランドのみならずウェールズ (後述するように, 北アイルランドは既に自治権を持っている) からも同様な声上がるのではないかと誰もが危惧する。いや危惧すると言ったら間違いかもしれない。そもそも独立も正しい選択かもしれないからである。それほど鷹揚に考えた方がよいのであろう。今のところそれはない。しかし, イギリス首相のキャメロンはなりふり構わず傷の手当として幾つもの権限委譲や経済的利益をもって独立反対派に手助けをした。これが功を奏したかどうかは分からないが, 独立派を押さえ込んだ。こうなると, 寝付いた子供を覚ますように, イギリスはスコットランドのみならずウェールズにもこの権限委譲という課題を背負うこととなる。そのくらい連合の意味は内容的に見て変化を遂げざるを得ない。そこに連合王国の柔軟性というかしなやかさがある。もとよりそうでなければやっていけないイ

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

ギリスの特殊性がある。

それはさておき、スコットランドからは多くの著名な哲学者や社会学者そして自然科学者が輩出している。まず、ヒューム（Hume, D. 1711-1776）やアダム・スミス（Smith, A. 1723-1790）が有名である。前者は近世哲学を完成させた哲学者の一人であり、後者は最初に体系化した経済学を立ち上げた社会学者にして道徳哲学者であった。また、ヒュームの懐疑論に疑問を持った人たちがスコットランド常識学派（Scottish common sense school, 常識学派とも言う）を立ち上げた。その旗頭はリード（Reid, T. 1710-1796）であるが、彼は後世のイギリスの快樂主義や直観主義哲学の基礎を作り出してきた。さらに自然科学の分野でも名高い人たちがいる。電話を発明したベル（Bell, A. G. 1847-1922）や抗生物質のペニシリンを発見したフレミング（Fleming, A. 1881-1955）など。それになんと言っても蒸気機関を発明したワット（Watt, J. 1736-1819）が挙げられる。彼は産業革命の立役者である。仕事率の単位はワットであるが彼の名にちなんでいるし、馬力（horse power）も彼が作り出して世界共通語である。これらはスコットランドが世界の学界へ多大な貢献してきたと言えよう。

特に今回の独立投票を論題とするならば、われわれはヒューム、カント<sup>(5)</sup>そしてバーク等の哲学者や社会学者、政治家の言説を無視することはできないだろう。彼らは大陸合理論と共に経験論の立場を取りつつ哲学界、思想界そして経済学に多大な貢献をなして世界を引っ張ってきた人物である。彼らが生きていたら、彼らの言説は今回のスコットランド独立投票に関わる意見の持ち主であったと言わざるを得ない。報道で見限る限り、独立を望む声が単なる経済的理由（公害の不利益を含む）に凝縮されている<sup>(6)</sup>。しかし、歴史を見るとスコットランド人にはプライドが見え隠れする。

イギリスの政治家として有名であるが、スコットランド人のラムジー・マクドナルド（James Ramsay MacDonald, 1866-1937）はイギリス史上最初の労働党内閣（1924年）を組織し首相に付き、次のように述べていた。「スコットランドおよびウェールズ問題に対するイングランドの圧倒的影響は、これらの民族

の本来の政治感覚を破壊する」と<sup>7)</sup>。民族の魂を認め自治の必要性を説いている。それは民族の誇りを失わないという精神に繋がろう。そもそも合邦時代、ウェールズとアイルランドはイングランドとの戦争に敗れたが、スコットランドとは政略結婚であった。その政略結婚は双方が強要という、脅し合いであった。したがって、ことイングランドとスコットランドの結婚は双方その脅しに屈した結果の合邦であった。それだけに、今回のスコットランドの独立投票という意志はこのような経緯に支えられていることだけは確かである。

このようなイギリスの経緯に触れるとその自治や地方分権の意識が彼ら民族の魂に沈潜していることを知らされる。そう考えると、日本の地方分権に援用するには格差を禁じ得ない。日本は鎌倉時代元寇の襲来を二度経験しているが、両大戦を除いて民族と民族との闘いは皆無に等しい。対照的にイギリス国家の歴史は民族と民族との争いに満溢れている。しかしながら、ヨーロッパに共通項として言えることは、民族が全面に出てくれば市民社会が存在し、個人が確かな単位となる。ここに西洋と日本の基本的相違を見ることができる。まさに逆説的であるが進化を見届ける。その意味で、われわれ日本人への援用が開かれるのである。

そのために次に日本における地方分権の現状を見ておこう。

### 3 地方分権が喫緊の課題の日本

日本は地方分権という喫緊の課題を背負っている。この課題は政治学のみならず経済学上重要なそして古くて、新しい問題である。日本はまれに見る官僚国家である、官僚御上の意思に従って、地方行政がそして企業や庶民が生きてきた国家である。日本は社会であるよりはまずは国家有りの国家社会である。これに抗して地方自治体から頻繁に出る苦情を聞いて久しい。地方自治体の人々は言う、われわれは3割の自治に過ぎない。この7対3という比率は縦社会の象徴である。霞ヶ関が地方自治を奪っていると言える。これは日本社会、日本国家の問題であり、個人の意識問題として考えねばならない。この官僚国

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

家日本を知らない日本人が大半である。教育の問題としても採り上げねばなるまい。日本の投票率の低さも関係しているに違いない。

日本国家社会は今財政的に見て満身創痍の状態に陥っている。国家や地方の財政は到底返済できないような、1100兆円超の借金まみれである。国民健康保険や年金基金の脆弱化も深刻である。国家のみならず破綻寸前の地方自治体が続出している。忍び寄る破綻は免疫抗体がまだつくられていない伝染病に似ている。処方箋を出せないでいるからである。同時に日本人の人口減少、地方の過疎化は深刻な問題で日本国家自体が危うい状態に入っている。大都市圏に群がる人口は中枢を重んじる縦社会の象徴である。したがって過疎化もまた縦社会がもたらしたものである。7対3の比率から国家が地方自治の7割の責任を負わねばならないが、その自覚はない。これらすべて日本の縦構造社会に大きな原因がある。日本という国家の存亡の危機は縦構造が原因の一つに違いない。

地方都市の衰退は日本国家意思の表れである。すべての行政で徹底した合理化を進めなければ日本が破綻する。そんな中で政治学界や経済学界そして政治家が語気を強めているのは地方分権である。個人が必要としているのは地方行政が成せるサービスである。救急車は地元の消防署から来るのであって、霞ヶ関（総務省消防庁）から来るのではない。今回のスコットランド独立投票はそのような地方分権に願ってもない材料が詰まっていると考えねばならない<sup>(8)</sup>。しかしこの点に関して政治家のみならずマスコミさえも意識が希薄である。

したがって、先進国イギリスで起こった今回の独立投票からわれわれは学ばねばなるまい。今回の独立投票はイギリスの危機であるとまで報道された。それはイギリスが対外的に見て国家の分裂によって経済力の弱体が生じるからである。しかし民主主義の先進国イギリスにそのような独立の意志をもつ国家が存在するということは経済の弱体化だけで見るとはならないだろう。確かに先が見えぬものだけに失敗もあろう。しかし民族主義が抱く決断と勇気は日本人にとって羨望となろう。

そして考えさせられることは、われわれ日本人にとって国家とは何か、個人

とは何かそして社会とは何か、に自問自答してこなかったことである。われわれ日本人は誰も疑うことなく国家有りきの世界に入ったままである。われわれ日本人が官僚中心主義国家を作ってしまったという事実である。

既述のように、日本は今回のスコットランドの独立投票を見るにつけ実に対照的な国家であると言えよう。スコットランドは地方（と言うよりも一つの国家）が意思を持っているという事実である。そもそも民族や国家の出来具合が全く異なるのであるから、比較しても仕方がないという人もおる。しかし、われわれが学ばねばならないことは個人が持つ権利である。それは厳しい戦争を含んだ罪過からくる進化という報酬かもしれない。つまり、罪過を無駄にしてはこなかったスコットランド民族の歴史である。そして必要なことは、その歴史を通して国家や個人そして社会を位置づけてきた、普遍性を希求する意識である。後述するように、決して彼らが崇高な理想や理念で独立（完全な地方分権）意識を持っていたわけではない。さらに国家の政策が完全に成功したということもまずあり得ない。そうではなく、好むと好まざるとに拘わらず、彼らが獲得し得るのはあくまでも方法論としての進化である。これは社会の使命である。その使命にある国家、社会そして個人を確認しなければならない。その要請こそ民族の違いを超えて普遍的である。イングランド人やスコットランド人がそのように考えているというのではない。パースペクティブに見てそのように見えるのである。

日本と異なるところを見ておこう。地政学的なイギリス北部、スコットランドの環境である。年間を通して曇りや雨の日が多い。日照に恵まれた日本人なら到底住めない環境だと大半の日本人が決めつけるに違いない。ブロンテ (Bron'te, E. J.) の小説『嵐が丘』を思い浮かべれば分かる。黒々した空の下で日本人ならすぐに人が恋しくなるだろう。もちろんイギリス人も恋しくなるのは人間に共通である。今でも筆者がロンドンにいたとき、ロンドン勤めのある友人サラリーマンがアバディーンへの転勤だけは嫌だと言っていたのを記憶している。しかしながら、逆説的にそのような環境だからこそスコットランドに對話が弾むのである。そして、その對話がキリスト教を受け入れ、名誉革命を

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

成立させそして議会制民主主義を開花させたのであると言っても過言ではなからう。観光である程度日差しに恵まれた、夏のエジンバラやグラスゴーに行くだけでは分からないことが多すぎるのである。

対話の精神は強い意志に顕現している。スコットランドはイングランドに比較して、人口は530万人対5870万人、GDPでは1060億ポンド対1兆2500億ポンドである。ウエストミンスターから見れば、何とも弱虫な地方スコットランドに映る。スコッチウイスキーや羊毛産業も有名である。スコットランド沖で石油が取れるがしかし中央政府の管轄である。名だたる産業は乏しい。にも拘わらず、スコットランドには経済力に負けない前向きな意見に包まれている。その意志は今回の投票率84.6%に現れている。独立の是非を議論する強い意志の表れである。日本では今回の12月14日衆議院議員総選挙の投票率は戦後最低をまた更新して、たったの52.66%であった。何とも比較し難い開きである。質が違う投票だからと言ってしまえばそれまでである。しかし政治に関してわれわれ日本人は根本から見つめ直す必要がある。地方であるスコットランドの強い意志と意見から学ぶべきことは多くある筈である。

そのために、まずスコットランドがイングランドへの併合された経緯の概観を見ておこう。そしてわれわれ日本人は地方分権論の嚆矢として理解する必要があるだろう。

#### 4 イングランドとスコットランド

まず、イギリスという国家、連合王国の成立を見ておこう。1536年イングランドとウェールズの連合（連合法の成立）、1707年スコットランド議会在イングランド議会に併合され、1737年 United Kingdom<sup>⑨</sup>となった。そもそもスコットランドにはイングランドと度々戦争を繰り返してきただけに別な国家と見た方がよいほど根強い独立意識が存在する。1801年にはアイルランド合併、1922年南アイルランド独立、すなわち同年北アイルランドの直接統治開始となる。

このような中で見るとおり、スコットランドは独立意識を孕んだ国家なので

ある。労働党ブレア政権下の1999年、スコットランド議会とウェールズ議会が創設されることとなった。スコットランドに300年近く経ってまた独立の議会が復活したのである。もとより、この時点で議会の創設と言ってもスコットランドが独立したというのではない。あくまでもウェストミンスターのイギリス政府から自治権の委譲を受けたに過ぎない。この経緯も手伝ってか、現政権、保守党のキャメロンが独立投票を認めたから選挙となったのである。スペインと違って成文憲法を持たないから可能だとも言えるが<sup>(40)</sup>。ヨーロッパの歴史に通じることであるが、民族が一つの政府の傘の下に入ったからと言って、それに賛成している人ばかりではなく反対している人もいるし、異なった文化や利害を抱えたままなのである。時を同じくして（むしろ刺激されて）、スペインのカタルニア州はスペインから独立しようとしている。増田史郎やポミアン等が述べたように、ヨーロッパの歴史は分裂と統合の歴史なのである<sup>(41)</sup>。

われわれ日本人ならなぜそのような対立を孕んでいながら、スコットランドはイギリスという一つの国家に入ることとなったのか、もしくは独立という意識がなぜ今になって起こるのか、という疑問が生じる（既にその理由を歴史的に見てきたが）。石油という経済的利害をスコットランドだけで頂こうという意図も見え見えであるが、しかし離婚を含意する結婚なんて矛盾じゃない、と素朴に思う。

スコットランドがイングランドに併合されたときの経緯を見よう。『英国史』を書いたモロア（Maurois, A.）は述べている。

「（スコットランド）の北部地方は、スコットランド出のステュアート家に対する忠誠の念から、国王ジェームスに加担したが、これに反して南部地方は、1690年以来、『革命』を承認していた。一つの法律（1707年の合同法令 Act of Union）によってイングランドの議会とスコットランドの議会在統一されるに至ったのは、即ち次の治世の下においてであった。その時に至って始めてスコットランドは、イギリスの植民地と交易する権利を獲得したのである。スコットランドは、この交易で驚異的な成功を収めた。かくて、グラスゴーはロンドンの競争者となったし、クライド河はテム

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

ズ河に劣らぬほどの船舶の往来が繁くなったし、またスコットランド人たちはロンドンのシティーの大立者になることができたのである。」（かっこ内は筆者）<sup>(12)</sup>

イギリスの王様選びの舞台はイングランドであるが人はスコットランド出身であった。名誉革命はスコットランド王家（ステュアート家）の下ウィリアム三世（メアリーとオレンジ公ウィリアムとの子）とメアリー二世（カトリック信仰のジェームス二世の子）の即位で成立した。そしてウィリアム三世とメアリー二世はプロテスタントであった。オレンジ公ウィリアムはオランダ・ハノーヴァー家出身である。王様家族に二つの緊張が走っている。一つは政略結婚でステュアート家とハノーヴァー家、もう一つはカトリックとプロテスタントである。さらに名誉革命でスコットランドを二分していた。実に危うい関係の中で合邦は成立したのである。しかし合邦は議会という民主主義の下で承認されている。スコットランドとイングランドの結婚（合邦）は非常にきわどいが、しかしスコットランド議会とイングランドの議会が関わり法を通して核をなしている。これがイギリスの特徴である。名誉革命とフランス革命の決定的な違いである。これを社会的演繹と言いたい。もとより合邦によりスコットランドは莫大な経済的恩恵に浴したのである。

いわば、14世紀から17世紀のヨーロッパの国家は国によっては温度差はあるが、国民を組織する核の役割を演じやたらと水平統合（国家の政略結婚）をやったのけたのである。水平統合である以上イングランドとスコットランドには共通項が流れていなければならない。ある民族が別な民族と水平統合する段階で民族は国家の体裁を整えるのである。その経緯を踏まえながら、ポミアン（Pomian K.）は次のように纏めている。

「部族から国民へという出発点と到達点を結ぶ軌跡は、6種の要因が作用して生まれた結果である。それらの要因は協力しあったり、場合によってはさまざまな組み合わせが生じるのだが、…第一に、住民ならびに外国人の目に国を体現している見え、しばしば聖化されて忠誠な執着の対象になり、共同体のアイデンティティ感情を結晶化している、君主一族がある。

第二に、独自の階級構造、伝統、象徴、組織的な暴力と強制力の使用、臣下の管理様式をもつ官僚・軍隊組織としての国家がある。第三に都市や州といった領域集団があり、そこでは、国家のある種の特権は住民一般ないしは選出機関に属し、共同体のアイデンティティ感情は、個人ではなく社会生活の慣習形式を中心に固められる。第四に、文芸・学問・芸術を含む文化的諸制度とエリートの存在がある。彼らは、集団的な記憶、集団的な想像世界、言語を共有するという感覚、領土、過去と将来に関する持続的な客観化された土台を産出する。第五に宗教制度・権力がある。すなわち教皇を中心とする諸地方に分かれるカトリック教会、正教会、プロテスタント諸派、ユダヤ教のラビといった存在である。最後に挙げるべきは、国民自体ないしは国民の構成要素である。それは部族の段階からすでに、外部と制度の圧力に抵抗し、ときには主導権を握り、それゆえみずからの歴史の受動的な対象であるばかりか、共同の創造者となる人々の存在にほかならない。以上六つの要素が、あらゆるヨーロッパ国民の命運を動かすのである。ただしそれらの役割と比重は、場合に依りて異なっている。…イングランド、デンマーク、スコットランド、スペイン、フランス、ポルトガル、スウェーデンといった国民はそれぞれ、おもに王家とその派生としての国家によって形成された。」<sup>(13)</sup>

まず民族から国家に成長する経緯が述べられている。それにはアイデンティティが必要である。そのアイデンティティが国家の核である。したがって、国家を纏めるには全体論が必要である。その要因は六つに纏められると。その概念化は次のとおり。① 共同体のアイデンティティ感情を活性化している君主一族、② 独自の階層構造をもち官僚・軍隊組織としての国家、③ 国家のある種の特権は一般住民の選出による、それが慣習化されている、④ 文化的諸制度と君主国家をリードするエリートの存在、⑤ 宗教的制度的存在、⑥ 共同の創造者は国民自体であり、彼らが構成要素となっている。すなわち対話から生まれた共同体の創造である。

さらに約めて言えば、民族から国家への道筋は個人は常に共同体との関わり

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

を持つ、もしくは共同体は常に個人との関わりを持つということに凝縮されよう。既に民主主義の片鱗をうかがうことができよう。いわば、このような民族から国家への変遷を全体論もしくは演繹が機能していると言うことができよう。ヨーロッパにおける国家の結婚と離婚は見にくい戦争や殺戮を含むが、他方で確実に個人と共同体（国家）がワークしている社会を看過してはならないと言えよう。これがヨーロッパの世界である。これは日本には無く、ヨーロッパに低音重奏に流れるエートスと言うことができよう。

もとより、当初から理念や理想がある訳ではない。しかしながら、民衆が合意する段階になると理念や理想が発生しないわけには行かなくなる。弱い民主主義がその理想や理念を生起させるのである。同時に民主主義が衆愚政治になるのを止めるのは君主であり、エリートである。道徳観を含意した、ノーブレス・オブリージュを感じることができる。

つまりハイエクやメンガーが確信してきた全体論（演繹）が生きている。もとより利害が核心を占めていることは言うまでもない。しかし人間は「パンのみにて生きるにあらず」である。パンを得るには生産にもそして交換にも慣習や制度、法が必要である。経済学を日本は経世済民もしくは経国済民としたが、ヨーロッパはオイコノミア（神の計画）と比較すれば一目瞭然である。つまり、理想も利害も国家は全体の中で常に進化の栄養としてきたことを意味する。その栄養をノーブレス・オブリージュは義務として引き受ける。

これら六つの要因がスコットランドとイングランドの「合邦」に共有されていたことは確かであろう。共有が維持されれば一つの国家であり、逆に、国家意識が民族として別れば独立として立ち上がるであろう。イギリスという連合国家は潜在的に脆弱性をもった連合であり、機運がまた連合に傾くかもしれない。国家という全体論つまり演繹の構図は球心と遠心とが常に引き合っているのである。その核に国家と民衆に住み続ける利害がある。要は個人や国家が意識しない訳にはいかない全体論や演繹という構図が見て取れる。

## 5 デボリューション (Devolution 権利と義務の委託)

以上で見てきたように、イングランドとウェールズ、スコットランドそして北アイルランドとの関係は全体論や演繹という状況下で連合つまり「合邦法」が成立したと言える。しかし、それはまた国王や国家の利害が絡みとりあえず一つのイングランド中心国家になることが妥当だと判断された結果にほかならなかった。決して連合王国が理念をもち理想に燃えた結果ではなかった。したがって、いつでも問題が表面化すれば分裂の危機にさらされる。危ういと言えば危うい。しかしまさに逆説的であるが、その危うさと緊張の中から世界に誇る議会制民主主義が時間をかけて構築されたと言うこともできよう。いわば、苦難と緊張を常に抱えるからこそ民主主義を勝ち得たと言えよう。

この流れを踏まえながら現代の1970年代の連合王国を見てみよう。この時代に、イングランドはスコットランドに権利と義務の委託(Devolution)を行っている。もちろん、権利と義務の委託と言っても確実な地方分権とは言い難いであろう。しかし、今回の独立投票の前戦にあたると言えよう。事典、*Britain-USA now: A Survey in Key Word* は次のように記している。

「1977年12月、労働党政府は下院に対して二つの別々の法案を提案した。それは、エディンバラとカーディフにそれぞれスコットランド会議(Assembly)とウェールズ会議を設けるためであった。法案には国王による裁可があり、1978年7月31日法令となった。これらはキルブランドン卿(Lord Kilbrandon)が司会する、王立憲法委員会の1973年報告書に基づいている。同委員会は、イングランドの2～3の地域を含む英国の多くの部分で、意思決定により多く関与したいという要請を考慮するために設けられた。……この二つの法案は、英国内に別個の連邦国家を作るという考え方を排して、スコットランドとウェールズの人々が直接選ぶスコットランドおよびウェールズ会議の設立を提案している。これらはまた、プロテスタントとカトリック教徒の社会をもつ北アイルランドの特殊な地位をも認めている。しかし、このことに関しては、スコットランド省(1885

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

年設置、1939年エディンバラに移行）とウェールズ省（1965設置）が地方分権の非常に成功した先駆者であったことを見逃してはならない。1972年の北アイルランド省の創設は北アイルランドの自治の廃止に等しく、他方では、スコットランドおよびウェールズと同じ条件に基づく、アルスターの将来の地方分権の基礎を創った。」（一部修正訳、筆者）<sup>(14)</sup>

注：アルスターとはアイルランド北部を指す、つまり北アイルランドのことである。まず労働党が提出したというのも今も同じであるが、労働党はラムジー・マクドナルド以来スコットランドには支持者が多いからである。会議を設けるといふ提案はスコットランドとウェールズがウエストミンスター中央政府の行政の一部に関与したいという要望にある。しかし、この法案は英国内に連邦国家を作るというのではない。あくまでも部分的な自治に留めたものである。もとよりその会議の運営はスコットランドとウェールズが直接選挙で選んだ人による。地方には地方でなさねばならないことがあるというのである。つまり、それまであったスコットランド省とウェールズ省それぞれをその地方に移したものにすぎない。これは地方分権の先駆けであったと。同時に北アイルランド省も設置されることになる。しかし逆に北アイルランドは自治権を失うという事態になる。北アイルランドにとっては地方分権の兆しはかえって自治権を失ったのである。いわば、北アイルランドにとって、地方分権は痛し痒しの事態を見ることになる。しかし重要なことは、北アイルランドの自治権の喪失がかえって自治権獲得の闘いとなり、地方分権の基礎を作ることになる。

それには一世代前のイギリスを代表する政治家・グラッドストーン（Gladstone, J. H. 1809-1898）の自治を唱えたハト派の議員の貢献もある。ただ自由党の衰退に直面しアイルランドの自治は実現しなかった。いやアイルランドの自治実現を提案したが故に自由党は分裂し衰退を余儀なくされたからである。

時期を少し戻した、1919年下院は187対34で「帝国議会が英国の一般問題により多く配慮できるように……英国内に付随的な立法府を設立する時期が来た……。」を採択した。一年後には北アイルランドに権力を委譲することとなった。

こうして、北アイルランドは地域行政に関してほぼ完全な自治権が認められ

た。しかもウェストミンスター議会に議員を選出して送るという特殊な地位にある。しかし、さらに北アイルランドは複雑である。カトリックとプロテスタント公民権運動を巡り対立、1974年「北アイルランド法（Northern Ireland Act）」を成立させ、ウェストミンスター議会による直接統治を暫定的に復活させている。自治時代の北アイルランド政府の行政機関は北アイルランド政庁に改組して行政を行っている。紛争が原因で地方分権のスタンスとは異なるところにあるのが北アイルランドである。北アイルランドの立法は政令に置き換えられている<sup>(15)</sup>。しかし、2000年和平協定を受け北アイルランド議会と行政府が創設され、ウェストミンスターの直接統治はなくなった。

このようなことが影響してか、スコットランドおよびウェールズに権力が委譲される話は遅々として進まなかったのである<sup>(16)</sup>。

## 6 地方（国家）自治の内容

既述のように、1978年スコットランド会議とウェールズ会議の法案が通り地方分権が実施された。今現在とは相違するであろう。しかし今回の独立投票の理由根拠となるに違いない。その中身つまり会議の権限を見てみよう。

「(1) 地方自治体行政のほとんどの部分、(2) 国民健康保険事業の組織と運営、(3) 個人を対象とする社会事業、たとえば、児童、身体障害者および高齢者の世話と援助、(4) 法令による学校制度、私立学校および幼稚園教育、継続および高等教育（大学・研究協議会は含まず）成人教育、青年および社会奉仕、国立あるいは地方図書館と美術館、芸術およびスポーツなどに対する対策、(5) 公共住宅の提供、(6) 都市計画と環境、たとえば環境の保護、土地利用、開発、土地保全、河川管理、水対策、ゴミ収集、およびニュータウン、(7) 道路、橋、内陸水路、全国的機関がない所には、公共の乗客輸送機関など…、(8) 立法機関、スコットランド会議の権限は、裁判所規定、一般刑法、スコットランド私法、法律専門職、法律相談、罪人の取扱にまで拡大される。」<sup>(17)</sup>

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

単純に比較はできないが日本と比較して教育や道路（幹線道路）そして立法機関などは国が実施するべきところであるが、これを地方自治に委ねることはスコットランドが一つの国に相当すると思量できる。だが、それでもウェストミンスター議会の権限は次の所に残っている。

「ウェストミンスター議会は、もし両会議が権限を踏み越えたり、政府の政策と矛盾する法案を上程した場合は干渉することができる。—北海の石油収入は従前通り財務省に入り、政府が全国的な法と秩序、地域貿易、経済・財政政策を管理する。—両会議はウェストミンスター議会からブロック援助を受けられるが、地方当局に特別料金を課すことによって、余計な収入をはかる権限をもつことになる。—スコットランドおよびウェールズの人々のウェストミンスターの代表は現状通り続くだろう—スコットランドおよびウェールズは欧州共同体に発言権をもたない。」（一部修正訳）<sup>(48)</sup>

ここで今回の独立投票を実施の理由が存在する。つまり経済的にスコットランドが不利益を被っている理由は、北海の油田から得られる収益が政府の財務省管轄になっていることである。そして経済的な管轄権はすべて政府、ウェストミンスターが持っている。しかも援助（日本で言う地方交付金<sup>(49)</sup>）を実施するが、逆にスコットランドやウェールズに特別料金を課すのである。これは日本にはないのではないか。これは明らかに地方自治を縛っていることになる。たとえばウェストミンスターに代表を送ることができるとしても立法権の権限は無いに等しい。ちなみにウェストミンスター（下院）議員数の比率を見ておく。議員定数は635でイングランドに516、ウェールズに36、スコットランドに71、北アイルランドに12である。これではイングランドが圧倒的多数である<sup>(20)</sup>。

とにかく言えることは、スコットランドが財政的にイングランドに縛られている、ということである。スコットランドがそもそもイングランドとは異なった民族ならば独立意識に火を付けたことは理解できる。日本のように、単一民族であっても財政的な三割自治と言うとおり、地方の意識は地方財政を独立させねばなるまい。地方自治は財政的にまず独立の度合いを手に入れることである。この点が欠けていたことは確かである。イギリスにも日本の「意見提出権

(2006年成立)」<sup>(21)</sup>が強力に必要なことを思わざるを得ない。

では、何故イギリスにこのような財政的な不満を抱えたままだったのでしょうか。これまで見てきたように政略結婚というように経済的な理由よりも政治的理由が主であったからであろう。その点では民族が異なる故にわだかまりを抱えたままで300年進んできてしまったのかもしれない。

『イギリス史』を書いたトレヴェリアンはイングランドとスコットランドの合同の内部事情を次のように説明する。

「合同にともない、スコットランドとイングランドの議会と枢密院はイングランドの議会と枢密院に吸収された(1707年)。エディンバラは引き続き法律上、文化上の首都の地位を保ったが、もはや政治的権力の中心地ではなくなる。それはスコットランドの自尊心に課せられた苦い犠牲であったが、その物質的、経済的発展のために不可欠の代償であった。…イングランド人を説き伏せて、スコットランド人との合同の決意を固めさせた誘因は、経済的なものではなく政治的なものであった。…イングランドが得たものは、現下の緊急の必要事たる国家の安全にとどまらず、帝国が商業上、政治上の発展を遂げる上で、スコットランド人の知性と人格が貴重な力添えとなるのである。…この偉大な近代的立法行為により、イングランドは世界の商業、植民、文化の発展を担う新たな一員として、これまで貧しく孤立してはいたがヨーロッパでの最上の教養と進取の気性をそなえた小国〔スコットランド〕を加えたのであった。イングランドとスコットランドが相互に与え合った利益は莫大なもので、それは単なる富の蓄積にとどまらない。今日までイギリスの文学、科学、兵法、政治、行政、植民において、スコットランド人は彼らの人口数とは不釣り合いの大きな役割を演じている。…」<sup>(22)</sup>

イングランド人と同様に、スコットランド人も経済的に益するところがあった。それは互いに予想外のことだったのであろう。モロアの記述に重複するところもあるが、一つに、スコットランド人はイングランドの貿易に組み込まれることによって植民地への市場が開かれたのである。もう一つは、長期借地契約<sup>(23)</sup>

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

の普及によって農業、牧畜、飼育の改良が可能となったことである。言えることは、人口としては少ないスコットランド人であるけれども、彼らの知性はイングランドのそれまでの経済力に甚大な貢献を成し遂げたということである。合同の結果は確かに相互依存である。しかし既述のように、スコットランド人の知性はイングランドの啓蒙と経済発展には欠くべからざるものであった。それだけにスコットランド人の知性は視点を変えれば独立意識に変身することも確かである。グレート・ブリテンの経済力はスコットランド人の政治的知性によってもたらされたと感じるなら、彼らに独立心の高揚を与えることになる。イングランドがスコットランドにかける縛りが何よりの潜在的不満になり得ることは明らかである。

知性は言うまでもなくスコットランド啓蒙に由来する、ヒュームやスミスそしてリード等の思想であり、現代に至っても世界に健在する思想である。

## 7 合邦時代のヒュームの見解

簡単に言えば、政治力や経済力のイングランド、知性のスコットランドと言うことができよう。これら二つが有機的に連合されてグレートブリテンすなわちイギリスを作り出してきたと言えよう。しかしながら、その合邦時代を今のイギリス人の人たちはあまり考えてはいない。ほぼ経済問題に終始していたようである。したがって、それは結論のところまで述べることにして、合邦時代のヒュームの意見を述べておこう。300年前の見解であるが、決して古くはないのである。

ヒュームはこの合邦を経済的面と政治的面で見ている。『人間本性論』の最終部分にある。当時を反映する、識者にしてスコットランド人ヒュームから見た名誉革命についての見解である。イングランドの出来事を評価すると共に合邦の意義が述べられる。『人間本性論』の第2部「道徳について」、10節「正義と不正義について」、そして「忠誠の対象について」へ議論を絞り込み、国家グレート・ブリテンすなわち政体のあるべき姿を求めるヒュームの見解が見

られる。ヒュームは言う。

「イングランドの読者は、あの名高い革命\*について訊ねてみたくなるであろう。この革命はわれわれの政体にかくも喜ばしい影響を及ぼし、かくも甚大な諸帰結を伴ってきた。…途方もない暴政と抑圧の場合には、最高権力に対してさえ武器を取ることが適法であり、統治は、人間がたがいの利便と安全のために考案したものにすぎないのだから、ひとたびその〔利便と安全につながる〕傾向を持たなくなるときは、自然な責務も道徳的な責務も課すことはできない。しかし、この一般原理は常識とあらゆる時代の実例によって権威を持つとはいえ、いかなる時に抵抗が適法なのか知ることのできる個別の諸規則を確立し、この主題について生ずるであろうすべての論争を決着させることは、法によっても、また哲学によってさえも、確実に不可能である。この事情は、最高権力についてだけ生起するのではない。立法権力が一人の人物に任されていないある種の政体においても、この点について法が沈黙を保たざるを得ないほどに優越した有力な権力者が存在する可能性がある。また、この沈黙は、権力者に対する尊敬だけでなく、実際的な配慮の結果でもあろう。なぜなら、あらゆる統治体に生ずる諸事情はきわめて多様であるため、これほど強大な権力者による権力の行使が、個々の場合によって、時には一般の人々にとって有益であり得るが、また時には有害で暴虐となることがあるのは確実だからである。しかし、制限君主政体における、法のこのような沈黙にもかかわらず、人民がやはり抵抗の権利を保っているのは確実である。もっとも専制的な統治体においてさえも、人民からこの権利を奪うことは不可能である。自己保存という同じ必要性和公共の善という同じ動機が、両者（絶対君主制と制限君主制）において、人民に同じ自由を与える。」<sup>(24)</sup>

※周知のように、名誉革命（1688-89年）のことを指している。国王ジェイムス二世（James II, 1633-1701）と議会が対立し、議会はウィリアム三世（William III, William of Orange, 1662-1694）を共同統治者として推した。ジェイムス二世はフランスに亡命となる。

「統治は、人間がたがいの利便と安全のために考案したものにすぎない」から

分かるように、国家有りきではなくまず個人有りきであり、そして社会有りきである。いわば政治は経済と切っても切れない関係の中で議論されねばならないことを意味している。その経緯の中で統治、自然な責務そして道徳も生起するのである。しかしこの一般原理があるかと言っても課題は多様であるため、法や哲学でも納得する具体性は見いだせない。法や哲学は実践を教える学ではないのである。ヒュームは合邦にその実例を見ている。つまり政体と諸個人は「自己保存という同じ必要性と公共の善」に向かって進まねばならないというのである。その目的に国王は側面から関わる王でなければならない。今の二院制下院（衆議院）と上院（貴族院）に繋がれる。この言説はイギリス議会制民主主義の基礎となったことも言うまでもない。

視点を変えれば、地方分権が含意されていることに気づく。「自己保存という同じ必要性と公共の善」という目標は、スコットランド人ヒュームが名誉革命から得たものである。もとより自己保存と公共の善が確認されないならば合邦の意味はないというものである。

言うまでもなく、これはスコットランドにも向けられている。そもそもスコットランドも王国であったからである。言えることは、ヒュームの世界はまずは個人有りき、そして社会有りきの世界である。もとより、政体が国家だとするならば絶対に政体は必要である。政体に息づく君主制は絶対君主制であろうが制限君主制であろうが異を唱えない。要点は、君主制が政体と同様に「自己保存という同じ必要性と公共の善」に寄与されればよいのである。重要なことは、ヒュームが言う「自己保存という同じ必要性と公共の善」という全体論、すなわち演繹が見られることである。

スコットランド人ヒュームはこの政体において演繹という全体論でイングランドとスコットランドは合邦に共感が生じているというのである。しかし裏を返せば、「自己保存という同じ必要性と公共の善」が満たさなければ合邦に異議が唱えられ破綻する可能性を持つ。個人や社会のまなざしがいつでも国家を変えていく。国家は存在するという立場にはなく、諸個人によって作られるものである。この全体論、演繹の核は言うまでもなく自由な人民にある。

## 8 無知の論理

この地方分権論に確かな理論を訴えることができるのは政治学であるよりは経済学に違いないとハイエクは言い続けてきた。ハイエクは『自由の条件』で次のように述べている。

「経済理論の成果の一つは、各個人の支配領域の限界があらかじめわかっているならば、個々人の自発的行動の相互調整が市場によっていかにもたらされるかを説明することであった。個々人の相互調整のあのメカニズムを理解することによって、個人の行動を制限する一般的規則をつくるのに必要な知識のもっとも重要な部分が与えられる。」

「各個人が一貫した行動計画を実行できるのは、その一つ一つの段階において自分の仲間たちからのある貢献を予想することにもとづいているが、そうした事実のなかに社会的行動が秩序を持っていることを示している。『社会生活のなかに、ある種の秩序、整合性および不変性があることは明らかである。もしそれらがなかったならば、われわれは誰ひとり自分の仕事に取りくめないし、または自分の基本的な欲望を満たすこともできないであろう。』この秩序正しさは統一的な管理の結果ではありえない。それはただし、われわれが個々人にたいして、大部分はかれらにだけ知られていて、全体としては誰ひとりの人物にも知られていない特定の情況に、自らの行動を調整するよう望む場合においてのことである。本来、社会に関する秩序は根本的に…個人の行動はよい結果を予想する先見によって導かれること、また人々は自分たちの知識を有効に利用するばかりでなく、かれらが他人からどんな協力を予想できるかについて、高度の確信をもって予見できることを意味している。」

「情況に応じて調整するという意味をもつこういう秩序は、非常に多くの人々とのあいだに分散された知識であり、中央の指導によって打ち立てることはできない。それはさまざまな要素の相互調整と直接それらの要素に働きかけるできごとにたいする反応からのみ生じる。それはポランニーが

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

『多中心的秩序の自生的形成』と呼んでいたものである。』<sup>(25)</sup>

経済的秩序（いわゆる法や規則を含む）という全体は誰にも「知られていない特定の情況に、自らの行動を調整」した結果であり、その秩序が存在して生活を可能にしている。もとより、その秩序は個々人の予想に基づいて形成されている。しかしながら、その全体像を知るよしもない。なぜなら、個々人に分散された結果の集合であり、それは誰かの管理によって創られたものではないからである。経済のシステムはこのような自然発生的な秩序である。

この秩序論はオーストリア学派経済学の創始者・メンガーが見出したものである。メンガーは次のように述べている。

「人間の需求（Bedarf）を規制する法則の研究においてわれわれの到達した結論は、人間の需求、それが高次財（生産財）に関する限り、まずこの高次財に対応する低次財への需求によって制約され、次にこの低次財への需求がまだ充足されていないか、または一部分しか充足されていないかによって制約されているということであった。その支配可能数量が需求を完全には充足しない財をわれわれは経済財と名づけたが、ここから帰結として、高次財にたいするわれわれの需求はこれに対応する低次財（消費財）の経済的格によって制約されているという原理が引き出せる。」（かっこ内は筆者）<sup>(26)</sup>

高次財（生産財）の生産は低次財（消費財）の消費量如何にかかっている。これを経済学では帰属の理論と呼んでいる。ここで重要なことは「需求（Bedarf）」であって消費（VerbrauchやKonsum）という言葉ではないことである。消費と言ってしまうと、個人の消費という確定的事実と理解されてしまうからである。いわば「需求」は「人間が予想する」財数量である。つまりメンガーは経済という全体像（全体量）に向かうべく予想や先慮（Vorsorge）を含意させることによって全体経済に合わせようという意図がある。具体的理論があるのではなく、論理があるのである。これはメンガー経済学に貫かれている演繹構造である。

もとより、その経済全体に与しているのはあくまでも個人である。これを方

法論的個人主義と言ってきた<sup>(27)</sup>。経済という全体量はあくまでも個人が作り出しているのである。しかしその個人は経済全体を知るよしもない。それが演繹構造である。ハイエクにしてみれば社会構造はすべてそのような演繹構造になっているのである、と。経済（貨幣や市場）、法そして言語もこの構造、自生的秩序である。経済と法が演繹構造であるならば、政治も演繹構造すなわち自生的秩序と理解してよいのではないか。否、現実はそのようになっていないことは百も承知である。しかし政治をあるべき姿として、つまり自生的秩序を取り戻せねばならないと見る。なぜなら政治は制度（最近では政治過程という）、法に依るからである。経済と政治は切り離せないからである。

ひと昔経済学(economics)は政治経済学(political economy)といわれていたが、それはその方が社会科学の一つとして現実的であるからである。それが経済学として財数量や国民所得という規模に焦点が移ってしまっ、価値や分配に特化してしまったのである。経済をリアリズムに見れば、政治経済学でなければならないことはこれらの記述で一目瞭然である。

こうしてみると、地方分権も自ずから理解される。そもそもわれわれ人間は有限で無知である。その人々が視野や市場そして情報を支配し、管理するのはごく限られた範囲である。大豆を作る農民はそれが豆腐になることを知っているても市場管理の射程にはいない。さらに経済や政治は地政学的な事情が含意されるから、少しでも距離が離れるなら分からないことだらけである。確かにパソコンの時代に情報はすさまじい勢いで流されている。しかしそれは情報過多をもたらしているのであり、管理しているのではない。むしろメンガーやハイエクが気づいていたように情報の管理者はいない、政治や経済の管理者もいない、ということである。

しかしながら、政治家とりわけ為政者は時代を問わず驕りそのものである。なぜなら、行政とりわけ国家行政は何事も管理運営できると思わせるからである。国民もまた為政者の驕りを驕りと受け止めず、むしろ直接の利得を優先し中央政府の為政者に求める。直接の利害は中央政府でなされるのではなく、地方行政体である。その自覚に必要なことは経済や法は言語と同様に諸個人の自

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

立の世界に依存しているという事実である。その自立は限られた範囲のところ  
で創られてきた。スコットランドの独立投票が教える教訓はその自立であった。  
それは経済や法の全体像が見えないという人間の無知の裏返しである。

ヒュームが述べたように、人間が社会的動物である理由はその弱さを社会と  
いう演繹から補われているからである。人間は国家の中の人間である前にまず  
社会的動物である。その社会的動物は経済や法によって維持されている。いわ  
ば人間の無知は経済や法に護られている。スコットランド人は今身近な利害に  
危機を感じているのである。ヒュームが言うように、「統治は、人間がたがいの  
利便と安全のために考案したものにすぎないのだから、ひとたびその〔利便  
と安全につながる〕傾向を持たなくなるときは、自然な責務も道徳的な責務も  
課すことはできない。」人間の無知を補う統治機構が適切に執行されているか  
どうかを問わねばならない。身近な利害に不平等を感じるなら、イングランド  
政府統治との決裂も辞さないのである。

われわれ日本人はスコットランドの独立投票の結果の成り行きも重要である  
が、その前にその独立意思をもたらした事実を他山の石として学ばねばなるま  
い。その事実は地方に限られた社会、慣習そして地政学的な環境の中にある。  
スコットランド人は中央政府ウェストミンスターとの関係において常に緊張を  
強いられるという現実である。そこで見られる光景は人間が国民である前に社  
会的人間であることである。それにしてもあまりにもウェストミンスターの  
中央集権が強すぎたのである。

この点についてハイエクが引用したマイケル・ポランニーの言説が残されて  
いる。これに触れねばならない。

## 9 地方分権の論理

マイケル・ポランニーは次のように述べている。

「人間が自らの発意によって、一すべての人間に等しく適用される法律に  
だけはしたがうが—お互いに影響し合うことを許すことにより、人間のあ

いだに秩序が成り立つ場合に社会における自生的な秩序の制度が存在することになる。そこでわれわれはこういうことができるであろう。これらの個人々の努力はそれぞれの自発的な創意を働かせることによって相互に調整され、そしてこの自己調整は公共的な根拠のうえに立ってこの自由を正当化するものである。このような個人々の行動が自由であるといわれる、というのは、その行動は上に立つ権威とか公的な権威からの、どんな特定の命令によっても決定されるものではないからである。かれらが従う強制は非人格的で一般的である。」<sup>(28)</sup>

ハイエクの引用の文章でもあるから、重ねて説明は無用であろう。焦点は「非人格的で一般的」の記述である。「非人格的で一般的」な世界は全体像が誰にも分からないということである。だが「非人格的で一般的」な世界は諸個人が作り出しているのである。これはオーストリア学派経済学に息づいてきた全体論であり、演繹である。これはひと頃「第三の世界」<sup>(29)</sup>と言われてきて、ハイエク論理の独創とも言われてきたが、決してそうではない。近世の巨匠、ヒュームやカントが採っていた哲学的スタンスである。別名で言えば、ヒュームにおいては社会の志向であり、カントにおいては第三の思考と言えよう。

経済学者や政治学者達の多くは意思が宙に浮いているような論理として学の中心から外してきたように思う。なぜなら、意思が消滅しただけの方法論であるとの批判がある。もちろんただの方法論ではない。その下でメンガーは「生命と福祉の維持」、ハイエクは「自生的秩序」を目標に掲げてきた<sup>(30)</sup>。この論理を堅持してきたのは経済学で、メンガーに始まってミーゼスやハイエクである。政治学者ではアーレントただひとりではないだろうか<sup>(31)</sup>。

個人にしる国家にしる（国家意思決定も極論すれば個人だからである）、要は全体の意思に具体性はあり得ないのであることを自覚しなければならない。全体が大きければ大きいだけ量的な規模をふりかざして意思決定は具体的であることを多く経験してきた。スコットランドのことをウェストミンスターで決めてほしくない、というのである。したがって、国家がなすべき役割は限定されねばならない。ギリシャの哲人、プラトンがソクラテスの話術を皮肉ったよ

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

うに、人間に高々できるのは産婆術（弁証術）に限られている。

今回のスコットランドの独立投票からわれわれ日本人が学ぶべきことは大いにある。ハイエクが『個人主義と経済秩序』でアクトン卿から引用していることを孫引きになるが引用しておこう。「一つの国家の中に異なった民族が共存しているということは、社会の中に人々が共存していることと同様に、文明生活の必要条件である」し、また「同じ国家の中の多様性は、政府が、すべての人々に共通な政治の分野を超えて、成分法によってではなく自然発生的な法によって支配されるべき社会的な部門にまで入り込もうとする意図を持つことのないようにする強固な防衛である。」<sup>(32)</sup>

われわれ人類は「国家有りき」ではなく、まず「個人有りき」であり、「社会有りき」の意識を持たねばならない。企業法人がしばしば批判されてきたように日本の労働分配率は先進国で最低である。いわば企業利潤は企業の内部留保に積み立てられている。これは「雇用者有りき」ではなく、まず「企業有りき」で日本人の国家意識に同じである。これに対して、オーストリア学派経済学の影響を受けたシャープは法人擬制説を唱えて法人実在説を退けた。存在するのは個人だけであると。この「シャープ勧告」を退けたのは時の大蔵省（現財務省）のお偉方であった。日本人にはびこる全体意識が国家のみならず企業にも生き続けて今日に至っている。

国家が自然発生的ではない。自然発生的なのは法であり、経済（政治）という社会である。しかし異なった民族がいない国家が日本である。したがって社会概念は学びようがない。哲学者・和辻哲郎が論じていたようにその国その民族が持つ文明は風土的なものである。極論すれば、それだけに学びようがない、理解しようがない壁にぶつかる。しかしながら福祉や道徳では普遍性を持たねばならない。しかしグローバルなこの時代国家に、そして国家の中にも多様性があることは日本人誰もが熟知している。この多様性を見ようと努力することが現代のそして日本の政治に迫られている。それは政治経済学に課せられた課題であると理解しなければならない。必要なところに必要な財やサービスという個人的要請は地方分権によって徐々に解決されていくであろう。日本国家の

課題は地方分権の推進にかかっていると言っても言い過ぎではない。

## 10 結語

さて本稿のまとめに入ろう。今回の独立投票劇は今始まっての出来事ではない。まえから独立の動きは常に存在した。ここに来て急にスコットランド独立党が過半数を占め勢力を伸ばしたことが原因である。そしてその独立党が勢力を伸ばしたことの最大の理由は北海油田の権益に関わるものである。したがって、ヒュームが言うように（繰り返し述べるように）「統治は、人間がたがいの利便と安全のために考案したものにすぎないのだから、ひとたびその〔利便と安全につながる〕傾向を持たなくなるときは、自然な責務も道徳的な責務も課すことはできない。」つまりスコットランドはイングランドとの間で生じていた「利便」性がなくなったので、統治から外れたいというのである。では、何故そのような危うい間柄なのにスコットランドはイングランドに併合を許したのであろうか、と再度問わざるを得ない。それは既述のように、ポミアンが指摘した6つのカテゴリーに集約される。そして、その中で合邦時の最も有力なものは一番目の「住民ならびに外国人の目に国を体現している見え、しばしば聖化されて忠誠な執着の対象になり、共同体のアイデンティティ感情を結晶化している、君主一族がある。」を挙げることができよう。

もとより、この記述だけでは封建国家の王様にも言えることでむしろ民主主義から遠くなることと理解されかねない。しかし、よく読めば君主は住民に受け入れられた、そして「忠誠な執着の対象」となっていたのである。そして第三のカテゴリーの「共同体のアイデンティティ感情は個人ではなく社会生活の慣習形式を中心に固められる。」で分かるように、合邦が「非人格的で一般的」な世界（イングランド議会とスコットランド議会）に委ねられていたことを確認する。演繹であり社会という全体論が展開される風土を確認する。換言すれば、これは温度差はあるものの西ヨーロッパが踏んできた磁場と言えよう。

ハイエクはこの磁場の淵源を求めて古代哲学にまで渉獵を拡げて確認したの

である。300年前に合邦を実現させた理由はその全体論、演繹にあったと言える。したがって、この「非人格的で一般的」な世界という演繹が風土として身につけている人々に新たな利害や利便が生じるならば異民族と言えどもまた合邦を良しとすることとなろう。ヒュームやアクトン卿が言うように、そこに自由が存在する。自由は民族や文化を「開かれた集合」で受けて立つ。自由は成分法を持たない自由である。その下でイギリスは合邦として実現していた。

もとより、統治が独立派・スコットランド民族党（SNP）の人々とりわけサモンドの独立理由と根拠も実に危ういものであるからである。最後にそのスコットランドの要求を吟味しておこう。

その要求の最大の問題は独立後もイギリスとの「通貨同盟」を創設してポンドを使いたいというのである。つまり中央銀行は同じイングランド銀行（BOE）に留まりたいというのである。今でもポンド紙幣はイングランドのものとスコットランドのものがある。しかしスコットランドのポンド紙幣をイングランドで使うとイングランドの人々はいい顔をしない。場合によって受け取りを拒絶される。したがって、これほど虫がいい話はない。ポンドという国内のみならず世界に一定の威信を持つポンドに無断で相乗りをしようという魂胆だからである。いや感情に走らず理論的に見よう。

通貨の価値は経済のみならず政治そして文化等、価値一般を世界の審判をうけて決められている。今のグローバルの時代においては国内のみならず国際的な評価が強く凝縮されている。経済学ではしばしば為替相場の一つの説で購買力平価説が語られるが、それは単に商品バスケットの国際比較であって実際の為替相場と比較することになってしまう。それは実際の為替相場（通貨価値）が実に多様な要因によって決められるからである。現代の為替相場は経済学説によるのではなく、まさに地政学的な視点まで考えに入れねばならないのである。したがって、ドルのように国際的な基軸通貨はその視野をさらに広げられている。

通貨はその国、その民族の多様な価値を象徴する。こう考えるとユーロなる共通通貨は矛盾に満ちたものである。なぜなら、国家や民族があまりにも違い

すぎる関係の中で統一した価値に置き換えようとするからである。怠惰なギリシャ人はドイツ人の勤勉さにどのようにしても敵わない。ユーロ通貨は多様な価値観を表象してあたかも同一であるかのように見せる仮面となっている。いつかは破綻する。その危機が現在訪れている。スコットランド独立派の人々はもっと冷静に考えねばならない。現に選挙結果を見ると独立派は若者に多いことが判明した。若者はしばしば「隣の芝生は青い」と直観して現実にははばからない。サモンドにもポンド通貨相乗りの設計主義や計画主義があったのではなかろうか。現に独立派は欧州志向であり、そしてユーロ志向へと走ることが見て取れる。

キャメロン政権は3年後に欧州連合（EU）残留の是非を問う国民投票を実施しようとしている。当然独立派はここでもまたイギリスから離れて欧州連合にそしてユーロに入りたいと言うであろう。

マスコミは今回の独立投票劇もユーロも欧州連合もヨーロッパは実験をしている、と報道する。しかしこれは誤った見方である。社会科学は実験のできない科学である。社会科学は実験の科学ではなく、構築の科学である。社会科学は演繹の中で自由を如何なく発揮する科学である。今回の独立投票でその演繹に触れることはできたが、それを理解することができたであろうか。演繹における自由を確認しておこう。自由は社会や諸個人の中で確認し保障されるものである。その意味で自由は制約を余儀なくされるのである。

演繹の舞台はイギリスなのか、分裂してスコットランドなのか。前者が独立反対派、後者が独立賛成派である。独立派はイギリスからの独立にあたってイギリスの中で獲得し得なかった利便性に具体性を把握したと理解している。しかしその利便性はマイナスにしるプラスにしる把握することは不可能である。もし独立するならスコットランド国を構築する覚悟にかかっている。独立派が正しいかどうか、反対派が正しいかどうかは誰にも分からない。

今回のスコットランド独立投票劇はわれわれ日本人にとって、国家とは何か、人間とは何かを語ってくれた。その答えに地方分権の意識高揚という答えが返ってきた。すなわち統治の核は国家であるよりは地方分権にあらねばなら

ないということである。「国家有りき」であるよりはまず「個人有りき」そして「社会有りき」さらには「非人格の一般性有りき」でなければならない。そこに真の民主主義が実現する。地方分権は「個人有りき」を確認する。個人はあくまでも具体性を伴った要素だからである。その要素は自由の下に置かれねばならない。その自由は演繹の下におかれ制約を伴う。この裏返しに個人は無知であるという事実がある。同時にその無知は自由で克服されていく。それだけに自由は具体性を伴ったものでなければならないことに気づく。したがって、われわれの権利と義務は地方分権で可能となる。ハイエクならそのように言ったであろう。

## 注

- (1) *British Cultural Identities*, Edited by Mike Storry and Peter Childs, 2013. p.37. (塩谷清人監訳『イギリスの今』世界思想社, 2013年, 54頁) 1999年スコットランド議会とウェールズ議会が創設されることになったことについて、「現状ではウェストミンスターのイギリス政府が両国(スコットランドとウェールズ)の人々を支配するための新たな統治機構を一つ加えたにすぎないと見る人たちもいる。というのも、財政面はイギリス政府が完全に支配したままだし、特の『リージョン』レベルよりも小さな単位の地方自治体では、全般的な傾向として自治権の委譲どころかむしろ中央主権化が進んでいるからだ。」
- (2) 拙著『英語発達史と民主主義』政経論叢 163号, 2013年を見よ。
- (3) 中世のイギリスでは長い間コモン・ローとエクイティーという二つ別々の裁判所をもっていた。理由は国王裁判所がコモン・ローを取り込んでいた。コモン・ローは過去の判例に従うため実態に合わないことがしばしばあった。したがって、訴訟判決で満足がいかなかった者は正義の源泉である国王に請願書を提出したのが始まりである。国王は統治作用の全般にわたっていた。国民と国王が直接繋がっていたと見るができる。イギリス法曹界はコモン・ローの世界を補完する衡平法という二分法を採ってきた。現在では裁判所も一つになっている。
- (4) 9月20日(土)の朝日新聞の1面, 11面を見よ。
- (5) 哲学者・カントは生前自らのルーツはスコットランドであると述べていた。しかしそれは後に否定されている。しかし啓蒙期哲学を完成させた巨匠をヒュー

ムとカントであるを考えれば、カントをスコットランドヘルーツに結びつけた気持ちになるのはカント自身のみならずわれわれ読者にも自然に生起すること否めないであろう。

- (6) スコットランド語が存在するが、独立支持者もスコットランド語の復活を退ける。むしろそれだけにイギリスに留まろうとする人々が潜在的に多い、だから予想に反して過半数を大きく超えたのであると言えるかもしれない。Edited by Mike Storry and Peter Childs, *ibid.*, p.214. (同書, 2013年, 332頁)
- (7) I. Friebel and H. Handel edited., *Britain-USA now: A Survey in Key Word*, Verlag Moritz Diesterweg, Frankfurt am Main, (中島文雄編『ディスターヴェーク英米制度・習慣事典』秀文インターナショナル刊, 1988年, 102頁) Macdonald, R. J., *Parliament and Revolution*, 1919.
- (8) 日本の地方分権の課題は自治体が7割の仕事を担い、3割の自治と言われているからである。つまり地方自治の自治権は行財政で自己の決定権が弱いことが挙げられる。特に国の赤字が1000兆円を超えることになると必要な経費は必要なところに適切に配分されねばならない。スミスが述べてきたように、国家がすること(国防の義務, 司法行政の実施義務, 個人ではできないある種の公共施設)は限られる。この中でなお国家の仕事は限定的である。それには必要の具体性は地方でしか分らないという鉄則に基づき予算を計上しなければならない。それは地方自治に任せねばならない。それには分権が必要である。分権が進めば行政の迅速性, 総合性, 多様性を意味する合理的予算執行が実現できよう。そうすれば公共サービスも質の高いそしてコストのかからない物になろう。
- (9) 公式英国名は1801-1921年, *The United Kingdom of Great Britain and Ireland* であり, 以後 *The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland* である。ただし Man 島と Channel 諸島を除く。
- (10) その意味で政権側に経てば甘かったのである。投票直前キャメロンはエリザベスの意見(独立反対)を公にしてしまっ、甘さが目立った。
- (11) 増田史郎『ヨーロッパとは何か』岩波書店, 1970年。またポミアンも述べている。「ヨーロッパの歴史とは、国境の歴史にはかならない。そして同時に、行為と言葉によって強要されてきた構成要素の歴史でもある。したがって、それは、意識的・無意識的のいかんを問わず、当初は細分されていた地域空間を統合する方向に向かって作用してきた諸力の歴史といえる一方で、逆に、それら諸力が作りあげたものを解体してゆく、分裂の方向に働く諸要素の歴史でもある。…」

スコットランドの独立投票から見てきたもの（山崎）

Pomian, K. *L'Europe et ses nations*, Édition Gallimard, 1990, p.7. (松村剛訳『ヨーロッパとは何か—分裂と統合の1500年—』平凡社, 1993年, 7頁)

- (12) Maurois, A., *Histoire de l'Angleterre*, Librairie Hachette, 1963 *Tous droits réservés pour lous pays*, p.191. (水野成夫・淺野晃・和田顕太郎共訳『英国史〔下〕』白水社, 165頁)。労働者の立場から『イングランド人民の歴史』を書いて定評のあるモートン (Morton, A. L.) は次のように述べている。「スコットランドの反イングランド感情をなにもましてよく表現しているのが, 1707年に軍事のおよび党派的な戦略の一部としてウィッグ党によって獲得された『合邦法 the Act of Union』にいたるまでの諸事件である。1703年にスコットランド議会は『主権保証法 The Act of Security』を可決し, ハノーヴァ家王位継承反対をねらった。ウィッグ党は, かくして戦時に, スコットランドとの完全な決裂の, そして積極的に敵対的になるかもしれない体制出現の可能性に直面したのである。イングランド議会は, 1704年, ハノーヴァ家王位継承が受諾されるまで, スコットランドからのすべての輸入を禁止するという『外国人化法 Alien Act』で逆襲した。これはスコットランドの畜牛飼育業者からかれらの第一の市場を奪った。軍隊が北に向かって国境に移動させられ, 戦争がありそうに思われた。スコットランドの貴族と議会の買収がいっそう効果をあらわし, 『合邦法』は, 暴動と義勇兵の猛訓練のさなかに可決された。スコットランドは, イングランド植民地と貿易する権利を獲得したが, 他方では, その未発達諸産業がイングランドとの競争で損害を受けた。」かっこ内筆者。Morton, A. L. *A People's History of England*, Lawrence & Wishart Ltd. London, 1968, p.300. (鈴木亮・荒川邦彦・浜林正夫訳『イングランド人民の歴史』未来社刊, 1972年, 251-252頁)
- (13) Pomian, K. *Ibid.* pp.158-159. (同書, 182-183頁)
- (14) I. Friebel and H. Handel edited., *Britain-USA now: A Survey in Key Word*, Verlag Moritz Diesterweg, Frankfurt am Main, (『ディスターヴェーク英米制度・習慣事典』100-101頁)
- (15) 『イギリスの生活と文化事典』研究社, 1982年, 714-715頁
- (16) *Britain-USA now: A Survey in Key Word* (『ディスターヴェーク英米制度・習慣事典』102頁)
- (17) *Britain-USA now: A Survey in Key Word* (『ディスターヴェーク英米制度・習慣事典』102-103頁)
- (18) *Britain-USA now: A Survey in Key Word* (『ディスターヴェーク英米制度・習慣事典』103頁)

- (19) 日本の交付金という言葉がよくない。そもそも「地方交付税交付金制度」であって、地方に配分されるべき財源をまず国が管理しているところに問題がある。本来地方税なのであるから地方自治の自主財源と理解されねばならない。国が管理するために議員の票田（利害）が絡み無駄遣いの温床となっていた。今では「地方分権一括法」（1999年成立）で国と地方自治は対等の関係に立っているが、日本人の国民性としてどうしても中央集権的にならざるを得ない。これと対照的に、イングランドに対するスコットランドの意識は民族が違うので独立にして対等関係という意識になる。
- (20) 『イギリスの生活と文化事典』, 682頁。ただ議員総数には変化がある。2010年の総選挙では650人の国会議員（MP）が選ばれた。Edited by Mike Storry and Peter Childs, *ibid.*, p.193.（同書, 302頁）
- (21) 地方自治法で認められている。地方6団体（全国知事会, 全国市長会, 全国町村会, 全国都道府県議会議長会, 全国市議会議長会, 全国町村議会議長会）が内閣と国会に提出できる。
- (22) Trevelyan, G. M. *History of England*, Longman Group Limited London, 1973, pp.572-573.（大野真弓監訳『イギリス史2』みすず書房, 1974年, 208-209頁）
- (23) 地主小作農にいたるまで社会各層がその勢力を新たな方向に差し向けることができた。Trevelyan, G. M. *ibid.*, p.572.（同書, 207頁）
- (24) *THN*, pp.563-564.（伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論・第3巻道徳について』法政大学出版局, 2012年, 123頁）
- (25) *LLL2*, p.160.（気賀健三・古賀勝治訳『自由の条件Ⅱ』春秋社, 39頁）
- (26) *GV*, S.67.（安井琢磨・八木紀一郎訳『国民経済学原理』58頁）
- (27) *GV*, S.34.（『国民経済学原理』31頁）
- (28) Polanyi, M., *The Logic of Liberty*, London. 1951, p.159.（長尾史郎訳『自由の論理』1988年, ハーベスト社, 201頁）訳はハイエクが引用している箇所の訳に従った。
- (29) カントにこの第三の思考を強調してきたのは石川文康である。石川文康『カント第三の思考』名古屋大学出版会, 1996年
- (30) *GV*, S.30.（『国民経済学原理』27頁）, *LLL1*, pp.38-39.（矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由Ⅰ』52頁）
- (31) アーレントはカントの第三批判『判断力批判』つまり美学を政治学に援用してきた。アーレントは述べている。「カントが、ありふれた格言に対して、趣味判断は『われわれは同一のよろこび〔適意〕が他者によっても共有されるのを望む』がゆえに論議しうるものであり、趣味はそれが『誰であれ他者による合

スコットランドの独立投票から見えてきたもの（山崎）

意を期待する』がゆえに論争に服しうると強く主張したのも、美的なものが公的な意義を具えるからにはかならない。それゆえ趣味は、他の判断と同様に、共通感覚に訴えるかぎり、『私的感情』の対極をなす。政治的判断に劣らず美的判断においても何らかの決定が下される。」 Arendt, H., *Between Past and Future*, Viking Press, 1968, p.221. (引田隆也・斎藤純一訳『過去と未来の間』みすず書房, 1994年, 300頁)

(32) *IEO*, p.270. (嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』357頁)